

寄附金の税制上の優遇措置について

神戸市公立大学法人に対する寄附につきましては、所得税法、法人税法等に基づく税制上の優遇措置が受けられます。

1. 個人の場合

(A) 所得税

寄附金の合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の 40%を超える場合は、総所得金額等の 40%)が 2,000 円を超える場合、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。

$$\text{所得控除額} = \text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}$$

(B) 個人市民税

神戸市では、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、市長が指定した団体に対する寄附金を、個人市民税の寄附金控除の対象としています。

本学は、この指定を受けているため、神戸市にお住まいの方で、寄附金の合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の 30%を超える場合は、総所得金額等の 30%)が 2,000 円を超える場合、その超えた金額に 8%を乗じた額が税額控除されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 8\%$$

(C) 個人県民税

兵庫県にお住まいの方で、寄附金の合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の 30%を超える場合は、総所得金額等の 30%)が 2,000 円を超える場合、その超えた金額に 2%を乗じた額が税額控除されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 2\%$$

2. 法人の場合

(A) 法人税《法人税法第 37 条第 3 項第 2 号》

寄附金の全額を損金算入することが可能です。

寄附受納書の保管、確定申告での提出について

入金確認後、『寄附受納書』を郵送いたします。税制上の優遇措置を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。なお、優遇措置を受けるためには、確定申告が必要です。

※ご寄附いただいた翌年の2月～3月に確定申告を行う必要があります。詳しくは、住所地を管轄する税務署へご相談ください。

優遇措置を受ける手続きについて

確定申告期間中に、神戸市公立大学法人が発行した「寄附金受納書」を添えて税務署へ申告してください。

なお、「寄附金受納書」は、寄附金の入金確認後に法人から送付いたします。